

診療報酬(SARS-CoV-2等)改正のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り、誠に有り難く厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年6月28日付、保医発0628第4号、令和4年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険点数が改正されましたのでご案内申し上げます。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数の見直しについては、「検査料の点数の取扱いについて」(令和4年3月16日付け保医発0316第1号)において告知された通りです。

記

◎保険点数が改正された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2 核酸検出	700点(検査委託) 700点(検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

◆当センター該当検査項目名：新型コロナウイルス核酸検出検査(項目コード 3857)

(1)～(17) (略)

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、700点を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	700点(検査委託) 700点(検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、700点を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(参考)新型コロナウイルス感染症関連検査点数一覧

検査項目	R3.12.31～R4.3.31	R4.4.1～6.30	R4.7.1～
SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	1350点	850点	700点
SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託以外)	700点		
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出 (検査委託)	1350点	850点	700点
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出 (検査委託以外)	700点		
SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)	300点		
SARS-CoV-2 抗原検出 (定量)	560点		
SARS-CoV-2・インフルエンザ ウイルス抗原同時検出 (定性)	420点		

なお、ご不明な点がございましたら下記にご連絡ください。

(担当：検査課 中田正子、能登昭子 検査室 直通電話番号076-239-3832)